特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
14	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 基礎項目評価書	лш /

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神河町は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

兵庫県神河町長

公表日

令和6年7月22日

1. 特定個人情報ファ・	イルを取り扱う事務
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファ・	イル名
(1)予防接種履歴ファイノ	L Company of the comp
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種 録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワー	ークシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 「実施する
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する活律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(第2条の表における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって第二十七条で定めるもの」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって第二十七条で定めるもの」の項(25の項)(第2条の表における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務」の項(25、7、28、29の項)・特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報提供の根拠)第27条。第29条、第30条、第31条
5. 評価実施機関にお	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	課長

請求先

連絡先

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒679-3116

兵庫県神崎郡神河町寺前64番地 神河町役場 総務課

電話:0790-34-0001 ファクス:0790-34-0691 E-mail:soumu@town.kamikawa.hyogo.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒679-2414

兵庫県神崎郡神河町粟賀町385番地 神河町役場 健康福祉課

電話:0790-32-2421 ファクス:0790-31-2800

E-mail : kenkou_fukusi@town.kamikawa.hyogo.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	16年7月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年7月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	[書]			<選択肢>1) 基礎項目評価書2) 基礎項目評価書及び3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ	重点項目評	価書又は全項[目評価書において、リス [・]	ク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続	しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[O]	内部監査	[] 外部監	查		
9. 従業者に対する教育・唇	外							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月4日	公表日		令和5年8月4日		見直し
令和5年8月4日	Ⅱ -1	令和2年8月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	Ⅱ-2	令和2年8月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	公表日	令和5年8月4日	令和6年7月22日		見直し
令和6年7月22日	I -3	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種事務におけるワク チン接種記 録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表の14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種事務におけるワク チン接種記 録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法改正対応
令和6年7月22日	I -4-②	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による 予防接種の 実施に関する情報であって主務省令で定めるも の」又は「新型インフルエンザ等特別措置法による予防 接種の実施に関する情報であって主務省令で 定めるもの」の項(16の2、16の3、115の2の 項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、 第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務で なって主務 省令で定めるもの」又は「新型インフルエンザ特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務 省令で定めるもの」又は「新型インフルエンザ特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務 省令で定めるもの」の項(16の2、17、1 8、19、115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の 2 (情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、	・番号法第19条第8号及び行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律第十九条第八号に基づく利用特定 個人情報の提供に関する命令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)が「予防接種法にニー 七条で定めるもの」又は「新型インフルエンザ等 対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって第二十七条で定めるもの」の項(25の項) (第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、 第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務」の 項(25、27、28、29の項) ・特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律第十九条第八号に基づく利用特 定個人情報の提供に関する命令 (情報提供の根拠)第27条 (情報照会の根拠)第27条、第29条、第30 条、第31条	事後	法改正対応
令和6年7月22日	Ⅱ -1	令和5年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	Ⅱ-2	令和5年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	